国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 理事長 中込 和幸 殿

> 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 研究活動規範委員会

#### 研究不正(堀口室長事案)に関する調査報告書

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター(以下「当センター」という。)職員による研究活動の不正行為に関する事案について、当センター研究不正防止規程に基づく調査を実施したところ、令和6年3月13日に調査委員会より特定研究不正である「盗用」と認定した旨の報告があったため、以下の通り報告します。

記

# 1. 調査の概要

〇調査対象者

堀口 寿広(当センター精神保健研究所公共精神健康医療研究部保健福祉連携研究室長)

#### ○調査対象とした論文

- ① Toshihiro Horiguchi, Tokio Uchiyama, et.al., Opinions on Qualifications of Surveyors of Care for Children with Disabilities in Japan, 2021 (以下、「当該論文」という。)
- ② Horiguchi T, Akiyama C: Medical costs of evaluating intellectual and developmental disabilities in a unit established in a Japanese out patients office, 2016
- 3 Horiguchi T: Feasibility of a cost-effectiveness analysis examining interventions for abused persons with intellectual disabilities, 2020
- 4 Horiguchi T, Takanashi K, Sato S, Sone N: Estimations of abuse by teachers in special needs schools in Japan. 2021
- (5) Horiguchi T, Takanashi K, Sato S, Sone N: An assessment of abuse of children with disabilities at Japanese nursery schools, 2022
- ⑥ Horiguchi T, Takanashi K, Sato S, Sone N: Assessment of Abuse of Children with Disabilities in Japan Nursery Schools by Municipality, 2023 いずれも、Journal of Intellectual Disability- Diagnosis and Treatment.に掲載

# ○関係する研究

①『平成29-30年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野)「障害児支援のサービスの質を向上させるための第三者評価方法の開発に関する研究」 (以下、「厚労科研内山班」という。)』

研究代表者:内山登紀夫(福島学院大学) 分担研究者:安達潤(北海道大学大学院)・稲田尚子(帝京大学)・小澤温(筑波大学)・堀口寿広(当センター)・松葉佐正(熊本大学)・渡辺顕一郎(日本福祉大学)

②『平成 25-27 年度厚生労働科学研究費補助金疾病・障害対策研究分野障害者対策総合研究「障害者への虐待と差別を解決する社会体制の構築に関する研究」』

研究代表者:<u>堀口寿広(当センター)</u> 分担研究者:佐藤彰一(國學院大學)・高梨憲司(社会福祉法人愛光)

## ○調査期間及び方法

期間:令和5年11月14日~令和6年2月27日

方法:ヒアリング及びメール調査

# ※ヒアリング対象者は別表を参照のこと

## 2. 研究不正の有無及び程度等

#### ○研究不正等の認定

当該論文で、厚労科研内山班の研究報告書のうち、堀口室長が担当した「評価者養成方法の開発と評価に関する研究」の中で報告された内山・小澤・松葉佐・渡辺・安達らが英国の教育監査局、自閉症協会に対して行ったインタビュー結果などの様々な研究結果について英語に翻訳し、かつ改変し使用している。また、研究代表者である内山氏は令和元年 12 月に厚労科研内山班で行った上記ヒアリング調査について、日本発達障害ネットワーク第 15 回年次大会のシンポジウムで「児童発達支援の現状と課題」として報告を行っている。当該論文ではこれらの内容について言及されているものの、引用文献について適切な表示がなされていない。さらに、堀口室長が執筆した論文はすべて過去の研究報告書を基にしたものであるが、それぞれの研究報告書から引用し執筆した旨の記載はなく、適切な表示がなされていない。

また、堀口室長は、当該論文に厚労科研内山班の研究代表者及び堀口室長以外の分担研究者らを共著者として記載しているが、これらの者は全員、論文執筆に関与しておらず、かつ論文作成及び自らが当該論文の共著者となることを承諾していない。堀口室長が執筆した他の②から⑥の論文のうち②④⑤⑥には共著者がいるが、これらの論文も過去の研究報告書等を基に共同研究者を共著者として論文執筆を行い論文掲載後に共同研究者に報告を行っていた。

International Committee of Medical Journal Editors. によるガイドラインではオーサーシップとなるための4要件が示されているが、いずれの者についてもこの4要件のすべては満たしておらず当該論文の著者とするのは相応しくない。

以上のことから、当該論文では、研究不正行為として「盗用」及び、不適切な行為として「自己盗用」並びに「不適切なオーサーシップ」があると認定する。また、堀口室長が執筆した当該論文以外の②から⑥の論文でも「自己盗用」及び「不適切なオーサーシップ」があると認定する。

なお、堀口室長は当該論文のDiscussionで、「我々の報告書を基に、厚生労働省では障害のある子どもたちの調査員制度の改正に着手しはじめた。」と記載しており、論文執筆時点ではそのような事実はなく、「捏造」に当たらないかという観点についても調査を行った。

厚労科研内山班は制度改正を見据えた行政研究を実施するために構成された研究班である。 このため必ずしも事実無根とは言えないことから、「捏造」は認定しない。

#### ○悪質性の程度

堀口室長は毎年当センターで実施している研究倫理に関する研修を受講していた。また、日本小児保健協会学術集会で複数年に渡り「多職種のための投稿論文書き方セミナー」の座長を務め、学術論文の執筆方法や投稿方法を指導する立場にあった。こうしたことから、学術論文の執筆方法、投稿方法やオーサーシップの条件等について熟知していた。

そのため、研究の報告書と学術論文は異なるものであり、引用が必要である点について十分に理解していたと考えられる。また、2016年から2023年の複数年に渡り、共著者の確認の手続きが必要ない雑誌に投稿を続け、不適切な行為を複数回行っていることから、悪質性は高いと言わざるを得ない。

○研究不正に関連した共同研究者及び共著者の役割とその関与の度合い

堀口室長は、過去に自身が関与した厚生労働科学研究の報告書を基に論文の執筆を行った。 厚生労働科学研究の共同研究者は、その報告書の作成は共同で行っているが、英語論文の執筆 にあたっては直接的な関与をしていない。

## 3. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

#### 〇発生要因

堀口室長の所属する公共精神健康医療研究部では部長の交代や不在の時期が続いたことにより、 部長から指導・助言を受けることが少なく、上司とのコミュニケーションの機会が乏しい状況であった。また、堀口室長は当該論文執筆の前年に病気療養をしていたことから、十分な研究活動を行うことができず、研究業績が少ないことに対する焦りが生じたことで、共著者の役割の確認や、査読は受けるものの十分な査読がなされているとは言えないと思われる、かつ、主要な論文検索サイトに掲載されていないという当センター職員が投稿するには相応しくない雑誌への論文投稿を繰り返した。さらに、このように適切ではない論文への投稿であったために共著者への論文投稿の報告を怠ったものと考えられ、結果として共同研究者の研究内容を「盗用」した状態に至った。

また、センターには研究者が論文を投稿する前に確認するべき事項を定める等のこのような事態を防ぐための対策はなかった。

#### 〇再発防止策

上記の発生要因を踏まえ、研究活動に関してガバナンスの強化を図るため、以下のとおり提言す る。

- ・センターは「論文投稿前チェックリスト」の作成やセンターに所属する研究者が投稿した雑誌 等の適切性を確認する仕組みを構築する
- ・すべての研究者は、論文投稿の際には、センターの作成する「論文投稿前チェックリスト」を 参照し、チェックリスト内容について上司より承認を受ける。
- ・上司は部下に対して、積極的にコミュニケーションを図り、指導・助言の充実を図る。

なお、研究不正や不適切な行為を故意に行った者に対しては厳粛に対応する態度を示すことで、 研究に関係する職員を律し再発防止につながることを期待する。

### 4. 総括

当センター研究活動規範委員会としては、当該論文で特定研究不正である「盗用」があったと認定し、以下の措置をとることとする。

- ・理事長への報告 (本報告書)
- ・当該論文について、堀口室長へ取下げの勧告する
- ・再発防止のために必要な措置

なお、堀口室長が論文取下げに応じなかった場合には、センターより当該雑誌掲載機関に対し、当 該論文について取下げの協議を行うこととする。

# ヒアリング対象者

氏名		所属	備考
堀口	寿広	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所公共精	オンラインにて実施
		神健康医療研究部保健福祉連携研究室長	令和6年2月14日
内山	登紀夫	東京家政大学副学長/子ども支援学部長/子ども支援学部	電話およびメールにて実施
		子ども支援学科教授/	令和5年12月4日
秋山	千枝子	あきやま子どもクリニック院長	同上 令和6年2月26日
佐藤	彰一	國學院大學法学部教授	同上 令和6年2月20日
高梨	憲司	元特定非営利活動法人 千葉市視覚障害者協会副理事長	同上 令和6年2月26日
曽根	直樹	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科教授	同上 令和6年2月26日